

令和8年8月定例会議会

8 月 補 正 予 算 参 考 資 料
(第4号)

目 次

1. 一般会計

【総務費】

- ・市制施行130周年記念事業推進費・・・・・・・・・・・・・4
- ・システム保守運用経費（窓口支援システム）・・・・・・・・・・・・・6
- ・集会所建設費補助金・・・・・・・・・・・・・7

【民生費】

- ・防災補強等改修支援事業費補助金・・・・・・・・・・・・・8
- ・子育て施設等利用給付事業費・・・・・・・・・・・・・9
- ・生活保護費（扶助費）・・・・・・・・・・・・・10

【農林水産業費】

- ・地域農業構造転換支援事業費・・・・・・・・・・・・・12

【土木費】

- ・狭あい道路対策費・・・・・・・・・・・・・13
- ・社会資本整備総合交付金事業費（道路）・・・・・・・・・・・・・14
- ・橋梁メンテナンス補助事業費・・・・・・・・・・・・・15
- ・防災・安全交付金事業費（交安）・・・・・・・・・・・・・16
- ・ため池災害対策事業費・・・・・・・・・・・・・17
- ・河川等維持修繕費・・・・・・・・・・・・・18
- ・準用河川改修事業費・・・・・・・・・・・・・19
- ・中央通り再編事業・・・・・・・・・・・・・20

【教育費】

- ・地方スポーツ振興費補助金・文化振興費補助金（部活動サポート事業費）・・・・22

【債務負担行為】

- ・集団がん検診事業業務委託費・・・・・・・・・・・・・23
- ・地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託費・・・・・・・・・・・・・24
- ・中央通り再編事業・・・・・・・・・・・・・25

2. 特別会計

競輪事業特別会計

- ・競輪事業特別会計・・・・・・・・・・・・・26

3. 企業会計

市立四日市病院事業会計

【債務負担行為】

- ・建物等維持修繕費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

下水道事業会計

- ・公共下水道事業（下水道管路全国特別重点調査関連分）・・・・・・ 28
- ・リアルタイム浸水予測マップ構築事業・・・・・・・・・・・・ 30
- ・過年度損益修正損・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- ・公共下水道事業（新阿瀬知ポンプ場）・・・・・・ 32

市制施行 130 周年記念事業推進費

1. 目的

市制施行 130 周年を記念し、市民や企業等が四日市への誇りと愛着を育み、歴史や伝統を尊重しつつ新たな魅力を共創し、持続可能な発展と未来を拓く機運を醸成する。

2. 内容

- (1) 広報経費・記念品経費 5,200 千円
タペストリーやのぼり等の広報物及びクリアファイル等の記念品を製作し、130 周年の機運醸成を図る。
- (2) 審査会経費 99 千円
市民企画イベント補助金の交付申請に対し、企画実現性等を評価する市民企画イベント審査会及び中央緑地イベントにおいて、プロポーザル方式により優れた企画と事業実施能力を備えた事業者を選定する審査会を開催する。
そのため、それぞれの審査会の外部委員に支払う報償費を計上する。
- (3) 市制施行 130 周年記念市民企画イベント補助金（債務負担行為）
市民団体や企業等が市内で実施するイベントに対して経費の一部を補助する。
なお、新規または既存事業の拡大部分で、構成員以外の者が広く参加できる事業に限る。
- 補助対象期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
補助上限額：1,000 千円
補助率：対象経費の 3 分の 2 以内
想定件数：70 件
- (4) 市制施行 130 周年記念式典事業（債務負担行為）
令和 9 年 8 月 1 日（日）に四日市市文化会館にて記念式典等を行う。
- ・記念式典
市長式辞、市議会議長挨拶、来賓祝辞等
 - ・功労者表彰
特別市政功労者、市政功労者等への表彰状授与
 - ・記念オーケストラ公演
観光大使や交響楽団等におけるオーケストラ演奏

(5) 市制施行130周年記念中央緑地イベント（債務負担行為）

令和9年秋頃に中央緑地にてイベントを実施する。プロポーザル方式により事業者の選定を行い、内容や出演者等を決定する。

＜想定内容＞

- ・メインステージイベント
- ・ご当地キャラクターフェス
- ・食フェス
- ・賑わいエリア

3. 補正予算額

5, 299千円 (財源内訳) 一般財源 5, 299千円

4. 債務負担行為（追加）

- ・市制施行130周年記念市民企画イベント補助金
限度額 42, 000千円
期 間 令和8年度から令和9年度まで
- ・市制施行130周年記念式典事業費
限度額 4, 900千円
期 間 令和8年度から令和9年度まで
- ・市制施行130周年記念中央緑地イベント事業費
限度額 50, 000千円
期 間 令和8年度から令和9年度まで

システム保守運用経費 (窓口支援システム)

1. 目的

令和 9 年 4 月から順次スタートする固定資産税、都市計画税、軽自動車税の eLTAX 電子納税通知に対応するため、税総合システムに必要な改修を実施する。

2. 内容

電子納税通知書への対応について、国から詳細な仕様が提示されたため、以下のとおりシステムを改修する。

(1) 税総合システムと eLTAX の連携

納税者が eLTAX を通じて電子通知希望の申請や電子納税通知書のダウンロードができるよう、税総合システムと eLTAX の連携を構築する。

(2) 帳票電子化対応

紙の納税通知書に電子化希望申請用 QR コードを追加するほか、電子化希望の申請状況の管理や電子納税通知書を発行する機能を追加するためのシステム改修を実施する。

【スケジュール】

令和 8 年度						令和 9 年度			令和 10 年度	
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月		4 月	5 月
システム改修										
						運用開始 (法人)				
									運用開始 (個人)	

3. 補正予算額

8, 8 0 0 千円 (財源内訳) 一般財源 8, 8 0 0 千円

集会所建設費補助金

1. 目的

地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、自治会が自らの出資により集会所の建設、購入、修繕及び模様替えを行う経費について支援を行う。

2. 内容

集会所の修繕に係る申請が当初の見込みを上回ることから、増額補正を行う。

(単位：千円)

当初予算額	今回補正額	実績見込
32,400	7,500	39,900

3. 補正予算額

7,500千円

(財源内訳) 一般財源 7,500千円

防災補強等改修支援事業費補助金

1. 目的

宿泊を伴う介護事業所において、耐震や建物の老朽化に伴う施設の防災改修等に対する工事費の一部を助成することにより、利用者の安全確保を図る。

2. 内容

国の令和8年度予算において、認知症高齢者グループホーム等に対する防災改修等支援事業の一次協議の募集があり、市内事業所の意向確認を行ったところ、下記対象事業所から改修工事实施の意向があったため、増額補正を行う。

○事業概要：一定額以上（80万円超）の耐震改修や老朽化対策工事等を行う事業所に対し補助金を助成

○対象工事：耐震改修、老朽化に伴う施設の改修、災害対策のための改修等

○対象事業所

対象法人	対象事業所	事業内容	補助額
有限会社だいち	ナーシングホーム もも四日市	災害時用の自家発電 設備の整備	8,320千円

○国庫補助額：認知症高齢者グループホーム等 …… 8,330千円／1施設
（上限額）

<スケジュール（予定）>

令和8年10月上旬	交付決定
令和8年10月下旬	業者決定、工事発注
令和8年11月中旬	工事開始
令和8年12月	工事完了

3. 補正予算額

8,320千円 （財源内訳）国庫支出金（10/10） 8,320千円

子育て施設等利用給付事業費

1. 目的

幼稚園・認定こども園等の特定子ども・子育て支援施設の設置者等が定めた利用料の全部または一部を支給することで、その利用に係る保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、多様な子ども・子育て支援の円滑な利用への支援を行う。

2. 内容

本事業は、国の「子育てのための施設等利用給付交付金」を活用した給付制度であり、幼稚園もしくは保護者に対し、以下の利用料の全部または一部を支給する。

令和 8 年 5 月 29 日付で、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等が公布され、当該交付金の給付上限額の見直しが行われたため、見直し後の額に合わせて増額補正を行う。

○対象の利用料

- (1) 新制度未移行の私立幼稚園の保育料
- (2) 私立幼稚園や私立認定こども園が行う在園児を対象とした預かり保育の利用料
- (3) 幼稚園や保育所等に在籍していない子どもを対象とした認可外保育施設等の利用料

※(2)、(3)は保育の必要性の認定を受けた子どもに限る

○施行日：令和 8 年 10 月 1 日

○給付上限額の見直し内容（一人あたり）

	対象施設等		改正前	改正後
(1)	新制度未移行の幼稚園（満 3 歳～）		25,700 円/月	28,000 円/月
(2)	預かり保育等	0～2 歳児 (住民税非課税世帯等)	450 円/日 16,300 円/月	490 円/日 17,700 円/月
		3～5 歳児	450 円/日 11,300 円/月	490 円/日 12,300 円/月
(3)	認可外保育施設等	0～2 歳児 (住民税非課税世帯等)	42,000 円/月	45,700 円/月
		3～5 歳児	37,000 円/月	40,300 円/月

○補正額の内訳

	対象施設等	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
(1)	新制度未移行の幼稚園	516,853 千円	19,050 千円	535,903 千円
(2)	預かり保育等	41,567 千円	102 千円	41,669 千円
(3)	認可外保育施設等	49,358 千円	1,187 千円	50,545 千円
	計	607,778 千円	20,339 千円	628,117 千円

3. 補正予算額

20,339 千円（財源内訳） 国庫支出金（1/2） 10,170 千円
県支出金（1/4） 5,085 千円
一般財源 5,084 千円

生活保護費 (扶助費)

1. 目的

平成25年の生活扶助基準引き下げが違法とされた令和 7 年 6 月 27 日最高裁判決への対応として、厚生労働省からの指示により、生活保護費の追加支給を行う。

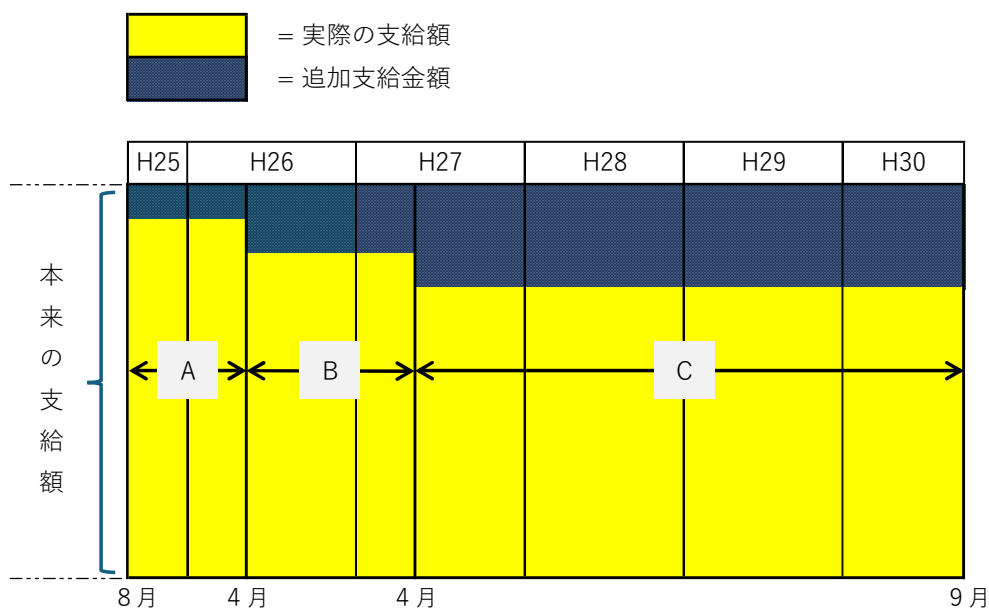
2. 内容

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえて、国が定めた従来の水準と新たな水準の差額分を追加支給するため、増額補正を行う。

対象となる期間、生活扶助の内容は次のとおり。

【平成 25 年 8 月～平成 30 年 9 月】 居宅基準（第 1・2 類費）、母子加算（入院患者等を除く）
【平成 25 年 8 月～令和 8 年 3 月】 救護施設等の基準額、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、期末一時扶助、障害者加算（重度障害者加算、他人介護料、家族介護料を除く）、在宅患者加算、妊産婦加算、放射線障害者加算（平成 25 年 10 月以降に限る）、冬季加算（入院・介護施設）、母子加算（入院患者等）、20 歳未満控除
【平成 25 年 8 月～平成 27 年 9 月】 冬季加算（居宅、救護施設等）

（イメージ図（H25.8～H30.9に居宅基準で保護を受けていた人の例））

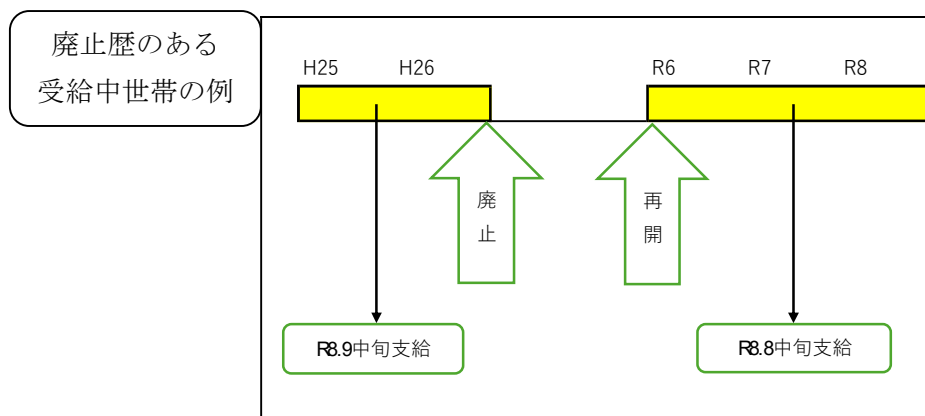


※期間に応じて従来水準に対する追加給付率が異なる。

H25.8から+0.8%(A)、H26.4から+1.6%(B)、H27.4から+2.4%(C)

○支給スケジュール

- ①令和8年8月中旬 生活保護受給中の世帯へ支給
- ②令和8年9月中旬 生活保護廃止歴のある受給中世帯の過去の受給分を支給
- ③令和8年9月～ 生活保護廃止世帯からの申請を受け順次支給
(受付開始 令和8年8月1日～)



○追加支給額・対象世帯数

(1) 平均支給額

1世帯当たり69,000円(本市は2級地-1)
(厚生労働省が示す1世帯当たりの平均支給額)

参考：平均支給額

1級地-1	76,000円
1級地-2	73,000円
2級地-1	69,000円
2級地-2	67,000円
3級地-1	64,000円
3級地-2	62,000円

(2) 対象世帯の算出

受給中世帯：令和8年6月1日現在の2,970世帯より算出。

廃止世帯：約5,000世帯が対象であるが、近年の状況から約4割は死亡による廃止、その後死亡している世帯もあるため、全体の3割の約1,500世帯と見込む。

※原則当時の世帯主からの申請が必要。

3. 補正予算額

308,000千円 (財源内訳) 国庫支出金(3/4) 231,000千円
一般財源 77,000千円

地域農業構造転換支援事業費

1. 目的

農業者の急速な減少に対応し、農業生産や地域を維持するためには、担い手の育成・確保に向けた、地域農業の構造転換を集中的に推し進める必要がある。そこで、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

2. 内容

国より、地域計画に位置付けられた担い手を対象者とする本事業の要望調査があり、意向確認を行ったところ、下記対象者から本事業に取り組む要望があった。

令和 8 年 7 月 29 日付けで三重県を通じて、両対象者に補助内示があったことから、増額補正を行う。

(1) 制度概要

対 象 者	地域計画に位置付けられた担い手
補 助 率	補助対象経費の 10 分の 3 以内
補助上限額	法人の場合は 3,000 万円、法人以外の者の場合は 1,500 万円
対 象 事 業	経営改善に必要な農業用機械・施設の導入

(2) 事業概要

	補助対象者①	補助対象者②
営農類型区分	水田作	水田作
事業内容	トラクター、アタッチメント	コンバイン、アタッチメント
事業費	13,340,000 円	22,617,555 円
助成金額	3,637,000 円	6,167,000 円

<スケジュール（予定）>

令和 8 年 11 月 交付決定
令和 9 年 2 月 事業完了

3. 補正予算額

9,804 千円 (財源内訳) 県支出金 (10/10) 9,804 千円

狭あい道路対策費

1. 目的

幅員4m未満の狭あい道路における建築物の建て替え等に合わせ、用地の寄附を受け付け、道路拡幅整備を行うことで良好な市街地形成の促進と生活環境の向上を図る。

2. 内容

狭あい道路対策事業における未整備箇所の着実な削減および効率的な推進に向け、排水状況や道路高低差等に関する現地踏査を実施し、その結果に基づき、整備効果や施工難度等を加味した整備の優先順位を整理する。

※令和7年度末時点 未整備箇所 1,427 件

未整備案件調査業務委託料 45,500千円

(参考) スケジュール

	令和8年度							令和9年度														令和10年度						
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
狭あい道路の 未整備案件調査・整備方針																												

3. 補正予算額

45,500千円

(財源内訳) 一般財源 45,500千円

社会資本整備総合交付金事業費（道路）

1. 目的

商工業などの経済活動の活性化や交通機能の強化を図るため、国、県道との広域道路ネットワークを形成する道路整備を行う。

2. 内容

国補助内示額に合わせて、社会資本整備総合交付金事業費（道路）の減額補正を行う。

	補正前	補正額	補正後
	286,000 千円	△158,498 千円	127,502 千円
(内訳)			
小杉新町2号線	48,000 千円	△48,000 千円	0 千円
泊小古曽線	238,000 千円	△110,498 千円	127,502 千円
計	286,000 千円	△158,498 千円	127,502 千円

3. 補正予算額

△158,498 千円	(財源内訳)	国庫支出金(1/2)	△79,249 千円
		市債	△71,400 千円
		一般財源	△7,849 千円



小杉新町2号線



泊小古曽線

橋梁メンテナンス補助事業費

1. 目的

橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を計画的に行うとともに、発生が危惧される南海トラフ巨大地震等への対策として、耐震対策を進める。

2. 内容

国補助内示額に合わせて、橋梁メンテナンス補助事業費の減額補正を行う。

	補正前	補正額	補正後
	355,272 千円	△150,132 千円	205,140 千円
(内訳)			
日永跨線橋ほか 11 橋	322,980 千円	△148,517 千円	174,463 千円
橋梁定期点検	32,292 千円	△1,615 千円	30,677 千円
計	355,272 千円	△150,132 千円	205,140 千円

3. 補正予算額

△150,132 千円	(財源内訳) 国庫支出金 (5.5/10) △82,575 千円
	市 債 △60,200 千円
	一般財源 △7,357 千円



日永跨線橋



曙跨線橋

防災・安全交付金事業費（交安）

1. 目的

歩行者の安全な通行や、市民の円滑な移動を支える道路空間を整備する。

2. 内容

国補助内示額に合わせて、防災・安全交付金事業費（交安）の減額補正を行う。

	補正前	補正額	補正後
	86,000 千円	△47,750 千円	38,250 千円
(内訳)			
富田富田一色線	42,000 千円	△42,000 千円	0 千円
大矢知富田1号線	20,000 千円	△2,150 千円	17,850 千円
采女9号線ほか1線	24,000 千円	△3,600 千円	20,400 千円
計	86,000 千円	△47,750 千円	38,250 千円

3. 補正予算額

△47,750 千円	(財源内訳)	国庫支出金(1/2)	△23,875 千円
		市債	△21,500 千円
		一般財源	△2,375 千円



大矢知富田1号線



富田富田一色線

ため池災害対策事業費

1. 目的

自然災害による被災を未然に防止するため、防災重点農業用ため池の耐震化や監視・管理体制の強化を図り、市民の生命及び財産を守る。

2. 内容

国補助内示額に合わせて、ため池災害対策事業費の減額補正を行う。

	補正前	補正額	補正後
	9,000 千円	△500 千円	8,500 千円
(内訳)			
北地神池・南地神池事業計画策定	4,000 千円	△500 千円	3,500 千円
監視カメラ設置業務	5,000 千円	0 千円	5,000 千円
計	9,000 千円	△500 千円	8,500 千円

3. 補正予算額

△500 千円

(財源内訳) 国庫支出金 (10/10) △500 千円



北地神池



南地神池

河川等維持修繕費

1. 目的

市所管の河川等において、適切な維持管理を行うことで、通水機能の確保を図る。

2. 内容

市が所管する普通河川小池川において、令和8年6月2日から3日にかけて本市に接近した台風6号により、河川護岸が崩壊する被害を受けたため、機能復旧に必要な修繕を行う。

普通河川小池川（采女町）

護岸工 L = 20m

3. 補正予算額

68,000千円

（財源内訳）一般財源 68,000千円



普通河川小池川（被災状況）



応急復旧状況（仮配管埋設）

準用河川改修事業費

1. 目的

市民の生命、財産を守るため、準用河川（朝明新川、源の堀川）の改修を行い、治水安全度の向上を図る。

2. 内容

国補助内示額に合わせて、準用河川改修事業費の減額補正を行う。

	補正前	補正額	補正後
	363,000 千円	△ 297,000 千円	66,000 千円
(内訳)			
朝明新川	309,000 千円	△ 288,000 千円	21,000 千円
源の堀川	54,000 千円	△ 9,000 千円	45,000 千円
計	363,000 千円	△ 297,000 千円	66,000 千円

3. 補正予算額

△ 297,000 千円	(財源内訳)	国庫支出金(1/3)	△ 99,000 千円
		市 債	△ 178,200 千円
		一般財源	△ 19,800 千円



朝明新川



源の堀川

中央通り再編事業

1. 目的

近鉄四日市駅・J R 四日市駅周辺において、駅前広場等の整備も含めた中央通りの再編により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図る。

2. 内容

国補助内示額に合わせて補助事業費の減額補正を行う。今回減額補正した事業については、翌年度の国庫補助を見据え、国への要望活動を継続していく。

(単位：千円)

	補正前	補正額	補正後	内容
補助事業	3,748,408	△1,410,454	2,337,954	国内示合わせにより以下を変更減 ・円弧デッキ工事の一部 ・道路工事等の一部 ・中央通り公園工事の一部
協議会負担金※	605,217	△317,240	287,977	国内示に合わせた負担金の減額
合計	4,353,625	△1,727,694	2,625,931	

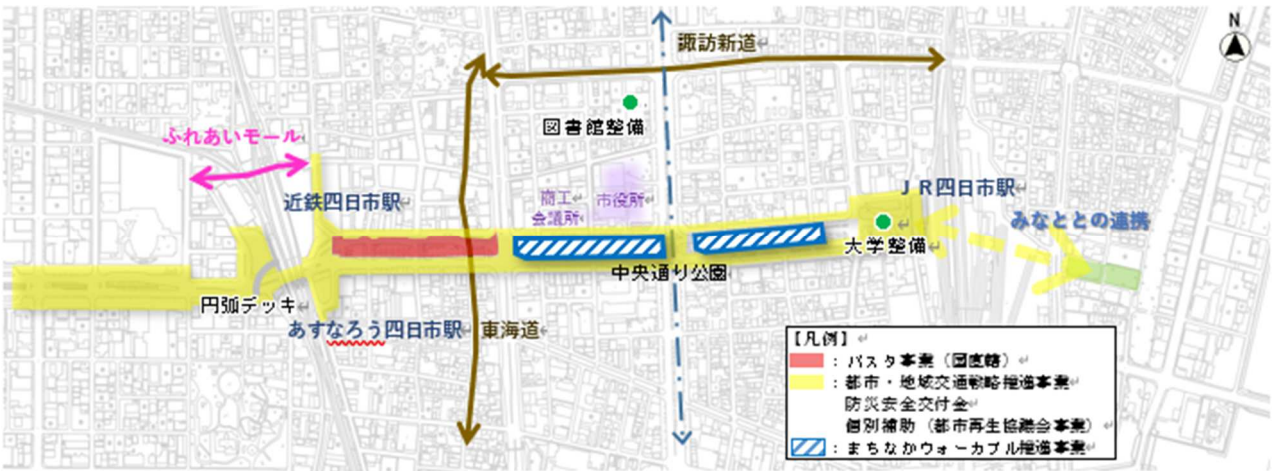
※協議会負担金については、市や交通・通信事業者等で構成する都市再生協議会に国補助金が交付されることから、内示に合わせ負担金の減額補正を行う。

〔中央通り再編事業にかかる国の補助金・交付金の内示状況について〕

〔令和 8 年度国費配分〕

(単位：千円)

補助金・交付金事業名		当初予算	国内示額	差額
都市・地域交通戦略推進事業	防災安全交付金	1,537,775	1,012,000	△525,775
	個別補助(協議会)	1,210,433	575,954	△634,479
まちなかウォークアブル推進事業		1,000,200	750,000	△250,200
合計		3,748,408	2,337,954	△1,410,454



3. 補正予算額

△1,727,694千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/2) △387,987千円
 市 債 △634,600千円
 その他特財 △705,107千円
 (都市再生協議会受託費)
 (都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

(内訳)

・中央通り再編事業費 (補助事業)

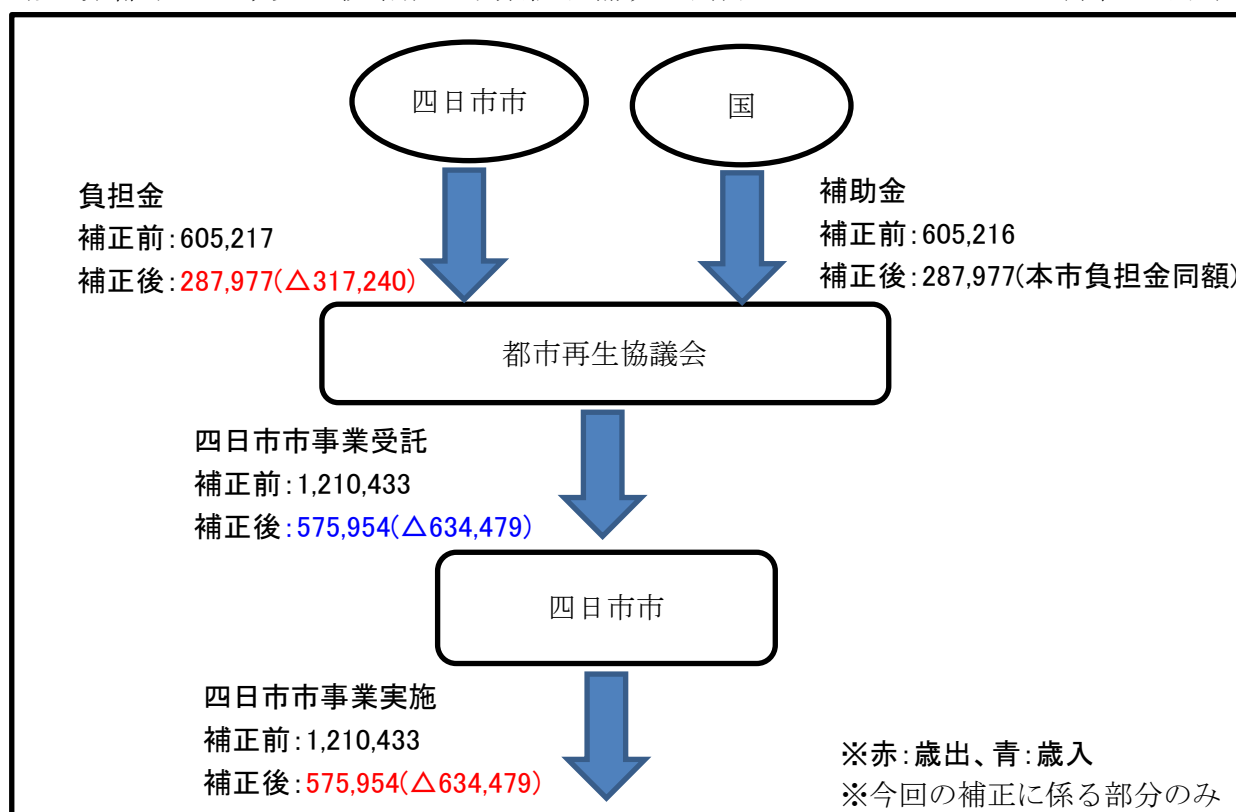
△1,410,454千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/2) △387,987千円
 市 債 △349,100千円
 その他特財 △673,367千円
 (都市再生協議会受託費)
 (都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

・都市再生協議会負担金

△317,240千円 (財源内訳) 市 債 △285,500千円
 その他特財 △31,740千円
 (都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

(参考)都市・地域交通戦略推進事業個別補助の会計処理

(単位：千円)



地方スポーツ振興費補助金・文化振興費補助金 （部活動サポート事業費）

1. 目的

中学校の休日部活動地域展開を進め、生徒の豊かなスポーツ活動や文化・芸術活動を実現するための持続可能な活動環境である「みんなのブカツ」（地域クラブ活動）を構築するとともに、休日に教職員が部活動の指導に携わる必要がない環境を一体的に整備する。

2. 内容

令和 8 年度の国の支援制度が委託金から補助金へ変更されたため、所要の財源更正を行う。

部活動サポート事業費 歳出予算額 194,177 千円

【財源】 当初予算 （単位：千円）

補正後 （単位：千円）

①地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	134,251	→	地方スポーツ振興費補助金	59,766
②部活動指導員配置促進事業補助金	4,165	→	文化振興費補助金	7,225
③地域文化クラブ推進事業委託金	750	→	一般財源	127,186
一般財源	55,011	→		
合計	194,177		合計	194,177

<今後の対応>

令和 9 年度以降については、持続可能な事業とするため、国の動向を注視しつつ、安定的な財源を検討する。

3. 補正予算額

0 千円

（財源内訳）県支出金（2/3） △72,175 千円
一般財源 72,175 千円

集団がん検診事業業務委託費 (債務負担行為)

1. 目的

がんを早期発見し、適切な治療につなげるため、また、市民の健康づくり活動の一つとして、がん検診受診の習慣化を図るため、市民が利用しやすい検診体制を構築する。

2. 内容

(1) 事業内容

地区市民センターなどの公共施設等において、検診バスの巡回により、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がんの5つの検診を実施する。

(2) スケジュール

令和8年10月	指名競争入札、委託業者決定
12月	検診日程、検診会場の確定、検診バスの配車確定
令和9年4月下旬	ホームページ、窓口での検診受付開始
6月	検診開始

3. 債務負担行為（追加）

限度額 73,400千円

期 間 令和8年度から令和9年度まで

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託費 (債務負担行為)

1. 目的

道路・河川等維持修繕業務において、緊急時における迅速な対応の強化や業務の効率化を図るため、土木関係の工種を1業務に集約し、委託（3ブロック）を行う。

2. 内容

- (1) 委託内容：地域維持型道路・河川等維持修繕業務 一式
道路（道路維持修繕、舗装補修、交通安全施設整備、路面標示、道路雪氷対策）
河川等（河川・排水路・ため池・調整池維持修繕、河川・排水路改良）

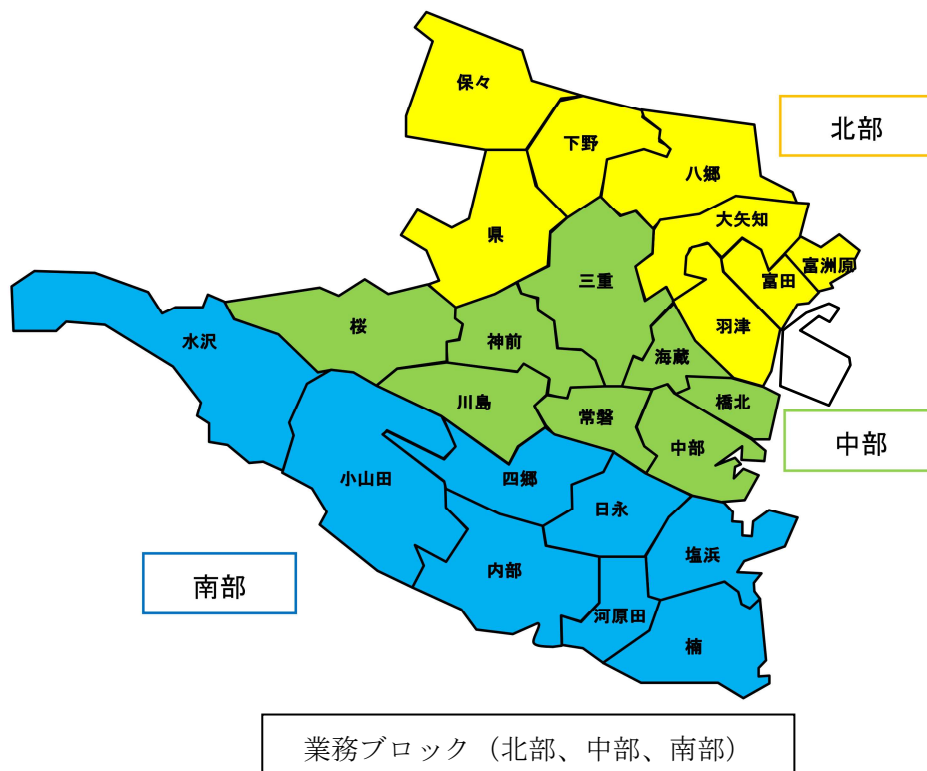
- (2) 委託期間：契約の日から令和10年7月31日まで

- (3) 委託業者選定方式：プロポーザル方式

3. 債務負担行為（追加）

限度額 1,620,000千円 （内訳）道路 1,467,000千円
河川等 153,000千円

期 間 令和8年度から令和10年度まで



中央通り再編事業 (債務負担行為)

1. 目的

近鉄四日市駅・JR四日市駅周辺において、駅前広場等の整備も含めた中央通りの再編により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図る。

2. 内容

中央通りの再編事業として国道1号～JR四日市駅間に整備する中央通り公園については、令和7年度当初予算において、全区間における整備を進めるため、令和9年度までの債務負担行為を計上した。しかしながら、令和7年度の国庫補助金の内示割れの影響により、整備区間を見直し、第1期工事として国道1号～三滝通り間を整備することとした。

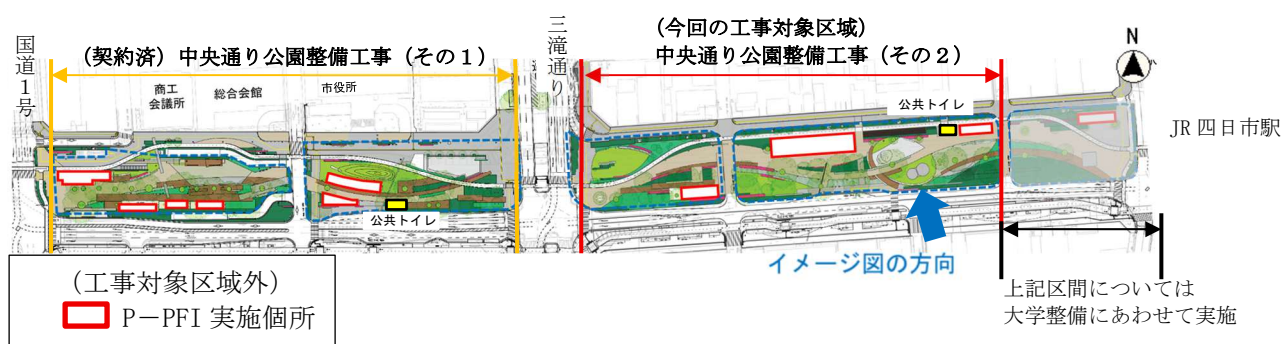
今回、令和8年度の国庫補助金の内示を受け、今年度から三滝通り以東の区間において、第2期の公園整備を進めるべく、令和8年度から令和9年度までの債務負担行為を計上する。

3. 債務負担行為（追加）

- ・中央通り再編工事費（中央通り公園（その2））

限度額 131,400千円

期 間 令和8年度から令和9年度まで



＜中央通り公園（その2） 区間イメージ図＞

（事業費内訳）	第2期工事分
令和8年度	468,600千円
令和9年度	131,400千円
計	600,000千円

※社会資本整備総合交付金(1/2)を活用予定

競輪事業特別会計

1. 目的

地方財政法附則第 33 条に基づき、競輪事業における収益の一定額を公営競技納付金として地方公共団体金融機構に納付することで、公営競技の収益の均てん化を図る。

2. 内容

令和 7 年度の競輪事業において、インターネット投票の普及や GⅢナイターの好調な売上により、車券売上額が増加した中、選手賞金や場外発売委託料等の負担が見込みを下回った。

この結果、令和 7 年度の収益の上振れに伴い、関係法令の規定に基づき算定された公営競技納付金を支出する必要性が生じたため、所要額の補正を行う。

○公営競技納付金の算出式

納付金額は、以下で算出する「① 売上額ベース」と「② 収益額ベース」の金額を比較し、少ない方の額に 8/10 を掛けた金額となる。

算出方式	計算式・手順	金額
①売上額ベース	(全体の売上額 - 40億円) × 1.0%	353,283,799円
②収益額ベース	調整後収益額(※1) - 売上区分ごとに計算した金額の合計(※2)	242,270,196円
最終納付額	①と②の少ない額 × 8/10	193,816,156円

※1 調整後収益額

会計上の「収益額（加算項目－控除項目）」から、固定額（7,000 万円）を控除した基準額。

※2 売上区分ごとに計算した金額の合計

売上額を 250 億円以下、350 億円以下などの階層に分け、それぞれに定められた率（5/10、4/10 など）と調整後収益率を乗じて算出した額の合計。

3. 補正予算額

193,817 千円

(財源内訳) その他特財 193,817 千円
(競輪事業財政調整基金繰入金)

市立四日市病院事業会計
建物等維持修繕費
(債務負担行為)

1. 目的

建築資材の納期が長期化する中でも、建物等の修繕が必要になった際、速やかに必要な対応を行い、早期に施設の安全性を確保する。

2. 内容

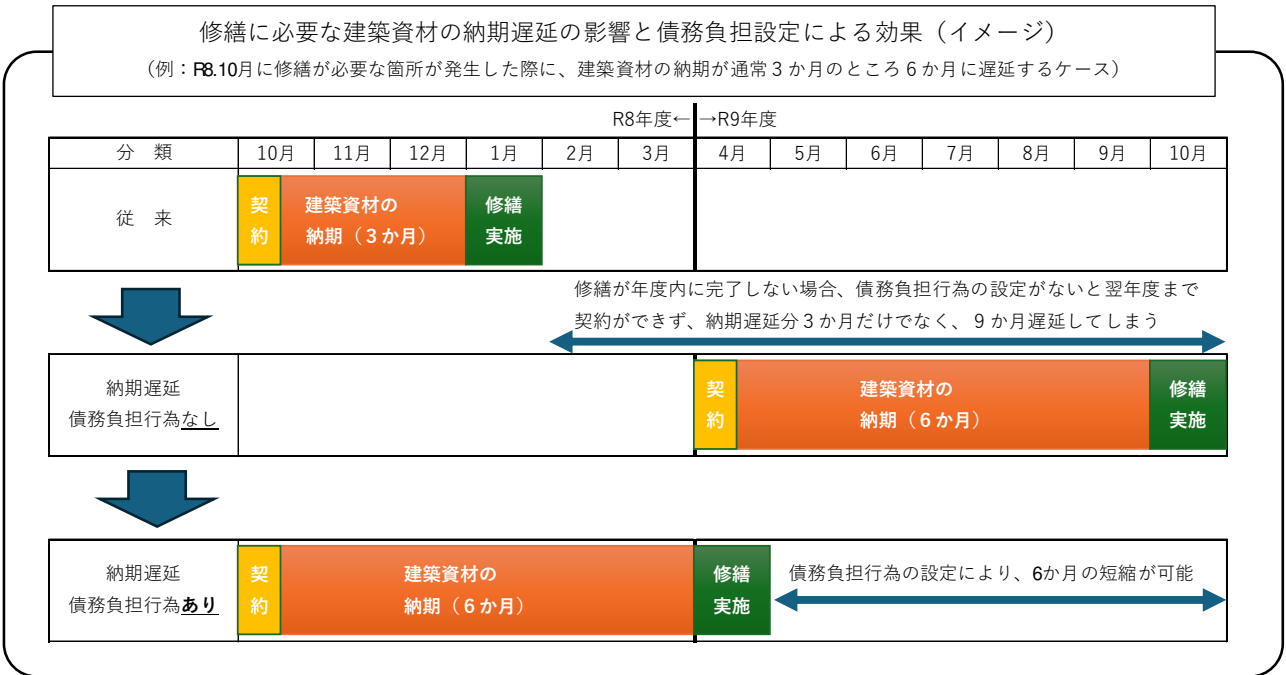
当院は患者の健康や生命を守るため、24 時間 365 日の常時営業により、切れ目のない医療サービスの提供を行っている。建物等に故障や不具合が起きた場合、患者に必要なサービスを提供できなくなり、患者の健康・生命を害する恐れがあるため、可能な限り早期に修繕を行い、病院機能をいち早く回復することが求められている。

一方で、近年の世界的な半導体不足や原油供給の不安定化などにより、年々、修繕に必要な建築資材（電線・ケーブル、照明器具、分電盤類、空調関連部材など）の納期が長期化しており、年度の後半に建物等の修繕が必要になった際、年度内に完了が見込めないことから契約が成立せず、次年度まで不具合を解消できない事象の発生が懸念される。

これらの状況を踏まえ、建物等の修繕が必要になった際、速やかに契約を行い、修繕に着手できるよう、あらかじめ債務負担行為を計上するものである。

3. 債務負担行為（追加）

限度額 32,100 千円
期 間 令和 8 年度から令和 9 年度まで



下水道事業会計

公共下水道事業（下水道管路全国特別重点調査関連分）

1. 目的

令和 7 年 1 月に発生した埼玉県八潮市の陥没事故を受け、国から要請のあった「下水道管路全国特別重点調査」に基づき、緊急度Ⅰと判定された下水管の修繕・改築を行うことにより市民の安全を確保する。

2. 内容

（1）下水道管渠修繕事業【部分修繕】

令和 7 年度末に緊急度Ⅰと判定された雨水管（函）については、腐食の原因となる硫化水素発生危険がなく損傷箇所も少ないことから修繕を実施する。

また、管更生工事を予定していた合流管のうち、修繕にて対応可能と判明した一部区間について、修繕を実施する。

・管路延長	L = 2, 540 m	〔雨水管（函） 2, 420 m…①〕
		〔合流管 120 m…②〕
		【管渠費】 114,700 千円
		【都市下水路費】 33,300 千円
		計 148,000 千円

（参考：施工例）



防食被覆 施工前



防食被覆 施工後

（2）重要下水道管路更新事業【管更生】

管更生工事による対策箇所について調査・設計業務を進めたところ、一部区間において、管更生に適さない箇所があることが判明し、部分修繕に切り替える必要が生じたこと、並びに想定を超える排水処理及び管内の清掃が必要であることが判明したことから、事業費の補正を行う。

【管渠布設費】 L = 1, 170 m (補正前 L = 1, 470 m)

○部分修繕への変更 (△120 m)

○予算科目の変更 (△180 m)

【都市下水路築造費】 L = 180 m

補正額 △256,000千円

補正額 395,000千円

合 計 139,000千円

3. 補正予算額

下水道事業費用	管渠費	114,700千円
	都市下水路費	33,300千円
		148,000千円
	(財源内訳) 自己財源	148,000千円

資本的収入	企業債	128,800千円
		128,800千円

資本的支出	管渠布設費	△256,000千円
	都市下水路築造費	395,000千円
		139,000千円

【参考】下水道管路全国特別重点調査における判定結果【緊急度Ⅰ】の対応状況

- ・劣化・損傷状況から緊急度Ⅰと判定された管路は、原則1年以内の対策が必要
- ・全ての要対策箇所に対応を期限までに完了する予定（網掛けが今回補正箇所）

管路種別	区分	対象	対策手法	対応状況
合流管	優先箇所（※）	0.13 k m	管更生	着工済
	優先箇所以外	0.59 k m	管更生	一部入札準備中
		②0.12 k m	部分修繕	渇水期に施工予定
雨水管（函）	優先箇所以外	0.76 k m	管更生	詳細設計中
		①2.42 k m	部分修繕	渇水期に施工予定
合計		4.02 k m		

（※）構造的に腐食しやすい箇所

下水道事業会計

リアルタイム浸水予測マップ構築事業

1. 目的

気候変動の影響に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、整備水準を超える降雨に見舞われた際に、浸水被害の軽減を図るため、市民や事業者の防災・減災行動につながるリアルタイムの浸水予測情報の発信を行う。

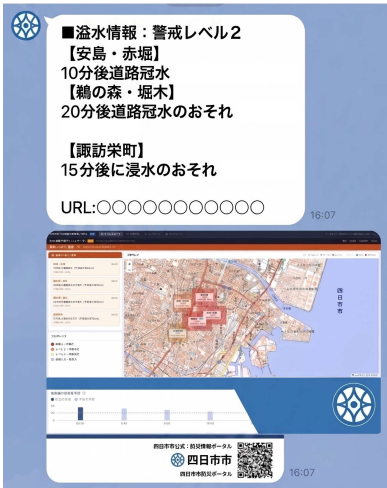
2. 内容

令和 7 年 9 月の大雨による浸水被害を踏まえ、中心市街地を対象に、気象データと水位情報を組み合わせた A I による浸水予測の実用性について調査研究を行ったところ、「リアルタイム浸水予測マップ」の導入に一定の目途が立ったことから、令和 9 年度の出水期を迎えるまでに市民が利用できるよう、システムを構築する。

対象エリア	中心市街地およびその周辺エリア	
予測時間	10分間隔で 1 時間後まで	※A I 活用（処理の高速化）
予測内容	いつ、どこで、どれくらい溢れるか	※A I 活用（精度の向上）
情報発信方法	We b による浸水予測マップの公開や L I N E によるプッシュ通知等	

＜リアルタイム浸水予測マップを活用した
市民への情報発信画面（イメージ）＞

＜LINEプッシュ通知
（イメージ）＞



3. 補正予算額

26,000千円	(財源内訳)	国庫支出金(1/2)	13,000千円
		自己財源	13,000千円

下水道事業会計

過年度損益修正損

1. 目的

個人宅や企業敷地内において、地下埋設管や床下、壁内配管等で発生した漏水のうち、過年度分の下水道使用料について減免（還付）を行う。

2. 内容

令和 7 年度に発生した漏水のうち、今年度に入り複数の高額（300 千円以上）な減免（還付）申請があり、当初の見込みを上回ったことから、過年度損益修正損の増額補正を行う。

（1）下水道使用料の減免（還付）手続き

- ① 申請期間 漏水箇所の修繕完了後 1 年以内
- ② 減免額 漏水と認定した水量の全額

（2）現在までの執行状況と今後の執行見込額

当初予算額	3,000 千円
7 月末までの執行済額	1,810 千円
今後の執行見込額 (通常分)	1,190 千円
今後の執行見込額 (高額減免分)	3,610 千円
不足額（補正額）	△3,610 千円

(参考：高額減免の内訳) A 社（小売業） 2,117 千円
B 社（コンビニート企業） 405 千円
C 社（鉄道事業者） 1,088 千円
計 3,610 千円

3. 補正予算額

3,610 千円 (財源内訳) 自己財源 3,610 千円

下水道事業会計

公共下水道事業（新阿瀬知ポンプ場）

1. 目的

中心市街地の浸水対策として、被害の軽減を図るため、新阿瀬知ポンプ場の整備を可能な限り早急に行う。

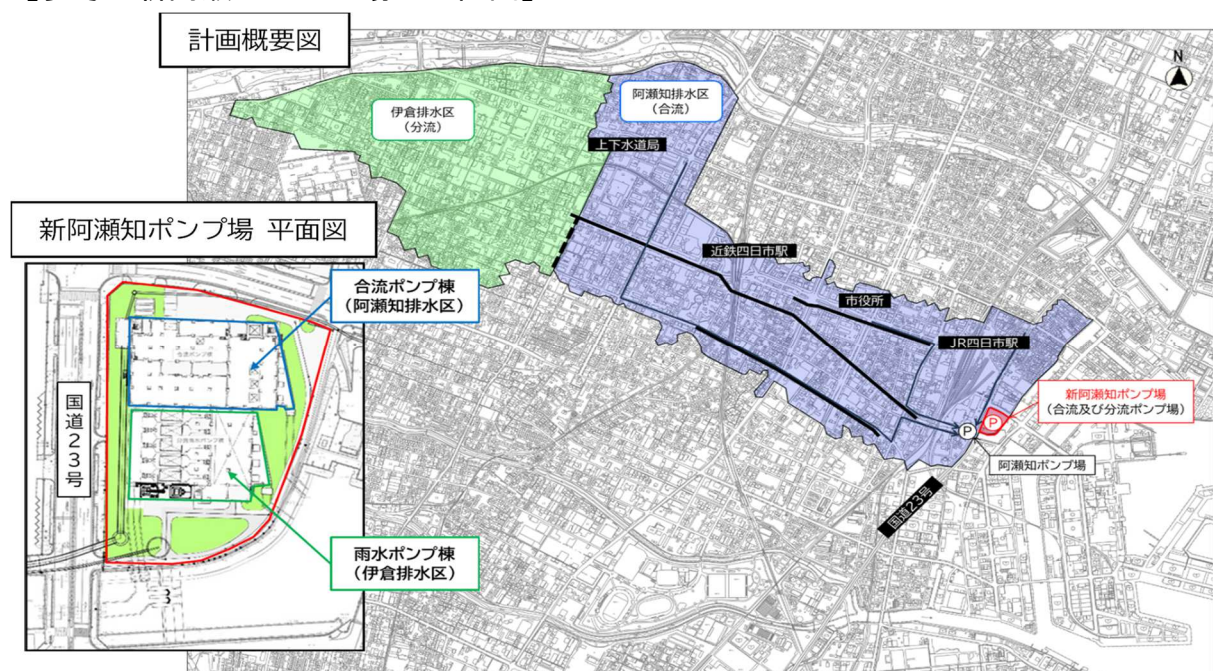
2. 内容

新阿瀬知ポンプ場の整備期間を短縮するため、建物配置や構造、施工方法等を見直した結果、整備期間の短縮と事業費の縮減に一定の目途が立ったため、基本設計の見直しを行う。

○新阿瀬知ポンプ場整備 整備期間短縮案の比較

案	概要	整備期間短縮にかかる検討	工期	概算事業費
当初	合流棟→雨水棟の順に整備	—	R13～R25	435億円
A案	雨水棟→合流棟の順に整備	雨水棟の先行施工を検討したが、期間短縮不可	R13～R25 短縮なし	497億円 (+62億円)
B案 (採用案)	合流棟・雨水棟を同時整備	2棟同時施工にて仮設共用・工事工程の並行化により、期間短縮可	R13～R22 3年短縮	421億円 (△14億円)
C案	合流棟・雨水棟を1棟に合築	合棟により期間短縮は可能となったが、コストが大幅に増加	R13～R22 3年短縮	515億円 (+80億円)

【参考：新阿瀬知ポンプ場 配置図】



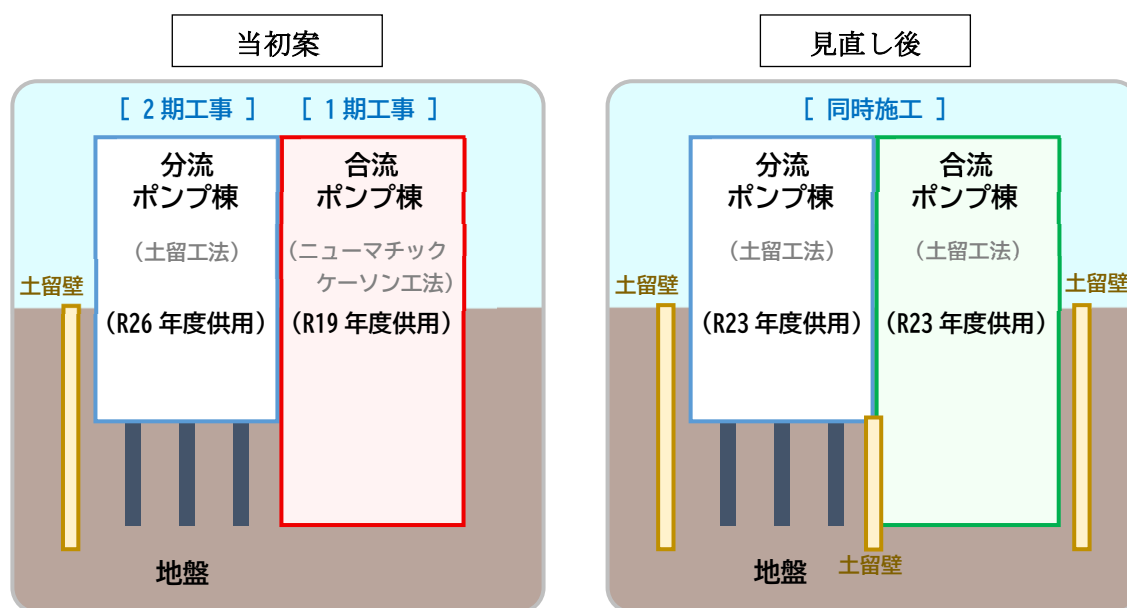
○整備期間短縮にあたってのポイント

【当初】

- ・老朽化に伴い旧阿瀬知ポンプ場（合流）の早期の建て替えを優先し、ポンプ棟本体については箱型のコンクリート構造物を沈下させる「ニューマチックケーソン工法」を採用していた。

【見直し後】

- ・2棟のポンプ棟について整備期間の短縮を図るため、地中に土留壁を設置しながら掘削する「土留工法」により2棟の同時施工へと変更した。
- ・2棟を同時に施工することで、仮設の共用や、同時に施工出来る工程の増加に伴い、工期短縮と事業費縮減が可能となった。



3. 補正予算額

3, 0 0 0 千円 (財源内訳) 自己財源 3, 0 0 0 千円

4. 債務負担行為（変更）

- ・ポンプ場整備事業費（令和8年度）

限度額 変更前 3, 8 3 5, 0 0 0 千円

変更後 3, 8 5 2, 0 0 0 千円

期 間 令和8年度から令和10年度まで

【参考】新阿瀬知ポンプ場基本設計業務委託費

	〔令和8年度〕	〔令和9年度〕	〔合計〕
補正前	0 千円	8 0, 0 0 0 千円	8 0, 0 0 0 千円
補正後	3, 0 0 0 千円	9 7, 0 0 0 千円	1 0 0, 0 0 0 千円